

Campus Life

D 学生生活をより豊かに

課外活動のすすめ	……54
団体結成許可申請	……55
学生表彰	……56
福利・厚生（施設）	……57
佐保会	……60
国立博物館キャンパスメンバーズ	……60
アルバイト	……61
学校サポート	……63

● 課外活動のすすめ

本学では、課外活動として様々な団体（サークル）が結成されています。

サークル活動は、学業以外に新しいことを始めたり、同じ趣味を持つ仲間や先輩たちと出会うきっかけになります。学生生活を充実させるひとつの方法として、課外活動に参加することもよいのではないのでしょうか。なお、下記団体（サークル）一覧の詳細な情報は本学HPまたは学生会館1階の掲示板に掲載されていますので、ご参照ください。

奈良女子大学クラブ紹介：<https://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/club/>

団体（サークル）一覧

体育系団体

合気道部	アイススケート部	オリエンテーリングクラブ	気球部	弓道部	剣道部
硬式テニス部	基礎スキー部	サッカー部	水泳部	ソフトテニス部	卓球部
なぎなた部	バスケットボール部	バドミントン部	バレーボール部	ハンドボール部	PA☆BO
モダンダンス部	ラクロス部	陸上競技部			

文化系団体

E. S. S	囲碁部	演劇部	華道部	競技かるた部	キリスト者学生会
古美術研究会	茶道部	写真部	書道部	天文部	点訳部
Nara Colle	ならじょおひさま食堂	日本舞踊部さほ姫の会	美術部	文芸部	わかたけ会
漫画研究会	放送局B-naRadio	社会科学研究会	恋都祭実行委員会		

音楽系団体

音楽部	管弦楽団	ギターマンドリン部	軽音楽部	Jazzy Club	吹奏楽部
箏曲部飛鳥会	能楽部観世会	Piano-forte			

ビラ・ポスター類の掲示・配布許可及び掲示板の使用

学内における掲示について

学内において掲示を行うためには、責任者の氏名を記し、大学の許可を得なければなりません。許可を得ず掲示した場合、掲示物を取り外すことがあります。

なお、公認サークルからの案内等を「学生用掲示板」に掲示する場合、その都度許可を得る必要はありませんが、責任者の氏名を記しておく必要があります。また、掲示期間の過ぎたものは速やかに撤去し、美化に努めましょう。

学内における印刷物配布等の行為について

学内において次の行為を行うためには、大学の許可を得なければなりません。

印刷物その他の物品の配布・販売、募金、デモンストレーション、署名運動、投票、世論調査など。

学外におけるビラ・ポスター類の掲示・配布行為について

学外において本学の名を使用してビラ・ポスター類を掲示又は配布を行うときも大学の許可を得なければなりません。（学生心得第16～18条 問い合わせ先：F棟1階 学生生活課）

集会、合宿、対外試合、行事等の届け出

学生又は学内諸団体が、集会、合宿、対外試合、行事等を行おうとするときは、所定の手続を経て学長（又は教育担当副学長）に届け出て許可を得なければなりません。

学生生活課学生生活係課外事務室（大学会館2階）に備え付けの許可願用紙に所要事項を記入のうえ提出し、許可を受けてください。

● 団体結成許可申請

学生生活課学生生活係課外事務室（大学会館2階）に備え付けの許可願用紙に所要事項を記入のうえ名簿、規約及び活動報告書（直近2年分）を添えて提出し、設立許可を受けてください。

ただし、公認サークルを設立する場合は、2名以上の顧問がいること、部員のバランス・規約・収支報告が大学公認団体としてふさわしい内容であること、既存団体に類似していないこと、継続した活動実績があることを考慮して許可します。

〈団体結成Q & A〉

- Q** 団体結成設立にあたり、顧問の先生は必ず必要ですか？
- A** 顧問の教員（専任の教授、准教授、講師、又は助教）2名を定め、責任者2名以上の連署をもって願書を提出し、学長の許可を得なければなりません。（学生心得第10条）
- Q** 先生に顧問をお願いするときは、自分たちでお願いするのですか？
- A** 課外活動は、学生が相互研鑽のために学生自らの主体性において行うことに意義を持つものです。
- Q** 顧問を外部の方をお願いすることはできますか？
- A** 顧問は学内の教員に限ります。なお、技術指導者等として外部の方をお願いすることはできますが、その場合は大学への届け出が必要です。
- Q** 団体とは何名から「団体」というのですか？
- A** 課外活動団体は、2名以上の責任者の連署をもって願書を提出し、学長の許可があれば設立できますが、団体の永続性の面から考えることも必要です。
- Q** 団体結成設立にあたり、顧問の先生は必ず必要ですか？
- A** 顧問の教員（専任の教授、准教授、講師、又は助教）2名を定め、責任者2名以上の連署をもって願書を提出し、学長の許可を得なければなりません。（学生心得第10条）

● 学生表彰

* 学生表彰とは

本学では、表彰に値する課外活動又は社会的活動等の行為があった本学学生に対し、表彰制度を設けています。

* 被表彰者は、次の基準に該当する個人又は団体です。

①課外活動において、特に顕著な成果を挙げた場合

- ・国際的規模の競技会又は展覧会に出場、出演又は出展（品）等した場合
- ・全国的規模あるいは複数の都道府県にまたがる規模の競技会又は展覧会等において第3位以上となった場合（ただし、段位・級位を区分して行う場合は、段位を区分して行うものに限る。また、優秀賞及び奨励賞など順位付けが明確でないものは除く。）
- ・一都道府県規模の競技会又は展覧会等において優勝（第1位）した場合（ただし、段位・級位を区分して行う場合は、段位を区分して行うものに限る。また、優秀賞及び奨励賞など順位付けが明確でないものは除く。）
- ・その他、学長が特に顕著な成果を挙げたと認める場合

②社会的活動において、特に顕著な成果を挙げた場合

- ・新聞等に掲載され、特に高い評価を得た場合
- ・公共団体等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を得た場合
- ・その他、学長が特に顕著な成果を挙げたと認める場合

③その他①②に準じた表彰に値すると認める場合

* 推薦方法

推薦は、サークル等の顧問教員、指導教員又は部長・主将等が学長に対して行います。

推薦の受付は、11月中旬～12月中旬に行います（11月中旬頃に詳細を掲示します）。

推薦書は学生生活課で配布しますので賞状・大会要項など参考になる書類の写しを添えて、学生生活課へ提出してください。

※上記の表彰基準に該当していても、受付期日までに推薦書の提出がなければ、審査の対象になりませんので注意してください。

* 選考・表彰

提出された推薦書に基づき、審査を経て、学長が被表彰者を決定します。被表彰者には、学長から表彰状が授与されます。

● 福利・厚生（施設）

〔学生生活課〕

1. 生協について ※食堂・購買部・書籍（教科書販売）・本部（生協加入・学生総合共済受

生協は、組合員（学生や教職員）の出資で運営されており、組合員の生活全体を様々な事業を通じてサポートを行っております。詳細な案内につきましては、下記URLからご確認ください。

奈良女子大学生生活協同組合HP：<https://narajo.u-coop.net/>

2. 学内の諸施設

1 大学会館

利用時間 月～土 9：00～21：00

オーディオルーム

テレビもあり、CD、MD、及びDVD、ビデオを持ち込んで再生もできます。また、ピアノもあり練習もできます。

室内での飲食は原則としてできません。



談話エリア

授業の合い間の休憩や友達との待ち合わせなどに幅広く利用できます。また、個人で持参したノートパソコンで、インターネット接続できるオープンネットワークサービスも利用できます。



和室

2階と3階にそれぞれ1室あり、クラス会に利用できます。室内での飲食は原則としてできません。



集会室

2階には大集会室、3階には中・小集会室があり、研究会や発表会などに利用できます。



娯楽室

室内には畳の間のスペースがあります。友達との歓談や休憩場所等として利用できます。なお、テレビを設置しています。



フリースペース

打合せや課外活動などに利用できます。



※他に、大学会館2階には「国際空間 CotoQue（ことく）」があり、奈良女子大学国際戦略センターが留学等に関するイベントや催しに使用しています。

2 ラウンジ（文学系S棟）

利用時間 月～金 9：00～18：00（授業期間外は閉室）

ナラ材のテーブル・イスが置かれ、テラスもあります。生協食堂混雑時の食事場所として使用できます。友達との歓談や憩いのスペースとしても利用してください。

生協カフェ（SHI Cafe Dear deer!）が、11：00～15：00まで営業しています。



3 合宿所

和室（4部屋）、調理室、シャワー室などがあり、サークル活動の合宿などに利用できます。

4 国際交流プラザ

大学会館内の食堂に隣接する屋根付きのオープンスペースです。テーブル・イスが置かれ、歓談などに自由に利用できます。

掲示コーナーでは各種イベントの紹介や国際交流に関する情報などをお知らせしています。



〈施設使用Q & A〉

Q 大学会館は誰でも利用できるのですか？

A 会館は、本学の学生及び教職員の厚生福利の増進を図ることを目的として設けられていますので、その目的に添ったものであれば誰でも使用できます。

Q 大学の教室などを利用したいのですが利用できますか？

A 利用できます。事前の申請が必要ですので、74ページの「大学会館施設及び学内諸施設等の使用方法」により手続きしてください。

Q 大学会館の集会室は一人でも利用できますか？グループしか利用できないのでしょうか？

A 集会室を一人で使えないことはないですが、一人で占有使用すると、他の団体やグループが使用したくても使えないので、使用目的からすれば適切ではありません。大学会館内であれば他に談話エリアや展示コーナーを利用する方法もあります。

Q 合宿所の利用はサークルしかダメでしょうか？

A 原則として、本学学生の課外活動を目的とする合宿及び集会に限ります。

Q 学内の施設の利用申し込みは何日前から受け付けてもらえますか？

A 原則として、使用日の1か月前から3日前（土・日・祝日を除く）まで受け付けています。

Q 学内の施設は大学が休みの日でも利用できますか？また、夜を徹しての利用はできますか？

A 原則として、月曜日から土曜日の午前9時から午後9時まで利用できます。合宿所については事前の申請により宿泊することができます。（夏季一斉休業日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は使用不可）

5 貸出物品

課外活動用に下記物品の貸出を行っています。貸出を希望する場合は、学生生活課学生生活係課外事務室（大学会館2階）で手続きをしてください。

CDラジカセ、ワイヤレスマイク・アンプセット、デジタルビデオカメラ、ビデオプロジェクター、ドラム式延長コード、電気ポット、クーラーボックス、鍋・やかん、皿・椀等の食器類

※ この他多種備え付けていますので、担当者に相談してください。

6 大学会館施設及び学内諸施設等の使用方法

大学会館の各部屋や運動場・テニスコート、合宿所、課外活動施設、音楽棟1階個人練習室、教室等を使用する場合は、学生生活課学生生活係課外事務室（大学会館2階）で、事前に所定の手続きを行い、許可を得て使用できます。

● 申請の手順

① 課外事務室（大学会館2階）に備え付けの施設使用日程台帳により、空きを確認して、使用許可申請書を提出する。（申請用紙は事務室に備え付けています。）

・短期使用：使用日の1か月前から原則3日前（土・日・祝日を除く）までに手続を行ってください。

・長期使用：公認サークルによる長期使用の場合、年度ごとに手続を行います。

② 学生生活係において内容確認のうえ許可・不許可が決定されます。

③ 許可通知は省かれます。

不許可の場合又は大学の事情等により使用できなくなった場合は、その都度、申請者に連絡します。

● 使用当日の手順

① 鍵が必要な施設等の使用者は、課外事務室（大学会館2階）で使用直前（使用日が休業日等に当たるときは前日）に、鍵の貸し出しを受けてください。

② 使用上の注意事項の確認（伝達）を受けてから、施設を使用してください。

③ 使用后、使用責任者から使用を終えた旨の連絡を課外事務室（大学会館2階）へ報告してください。

④ 使用後の点検・確認を受けてください。

⑤ 鍵が必要な施設等を使用した後は鍵をすぐに返却してください。（時間外は指示を受けた方法により返却してください。）

7 キャッシュ（ATM）コーナー

大学構内（大学会館西側）にゆうちょ銀行のキャッシュコーナー（ATM）が設けられています。

普通預金の入・出金、残高照会、送金が扱えます。稼働時間は、平日9時から19時まで、土曜日9時から17時までです。日曜日・休日は利用できません。



8 自動証明写真機コーナー

学生会館1階北出入口通路に設置しています。
4.5cm×3.5cm・5.5cm×4.5cm・3.6cm×3.0cm・7.0cm×5.0cmの
4種類からサイズを選べます。
問合せは大学生協（26-2036）まで。



● 佐保会（同窓会）

本学の同窓会として、一般社団法人佐保会があります。佐保会には、本学学生と卒業生である佐保会員との懇談会、奨学金の支援、就職支援等種々な支援を頂いています。

また、同窓会員である先輩諸姉が、全国各地の各支部において様々な活動を行っています。

本部事務所は大学構内の佐保会館内に所在し、毎日、大学教員であられた先輩が同窓会「佐保会」のお世話をしておられますので、時間を見つけ訪ねることも良いのではないのでしょうか。

● 国立博物館キャンパスメンバーズ

本学は、奈良にある国立大学として、我が国の文化・歴史・美術に親しみ、学ぶ機会を提供し、より豊かな学生生活に役立てるため「キャンパスメンバーズ制度」を導入しています。

本学学生は学生証を提示することにより、奈良国立博物館を無料で観覧できるなど、各種の特権を享受できます。授業・ゼミ・サークルだけでなく、各人の学習や文化的な活動に役立ててください。

利用できる国立博物館（学生証を提示してください）

館名	場所	観覧料金	
奈良国立博物館	奈良市	【平常展】 無料	【特別展】 400円 ★

★ただし、共催展・正倉院展など一部の展覧会では、取扱いが異なる場合があります。

ほかにも、施設利用の割引、研究誌・展覧会図録の大学への無料提供などの特典があります。制度の詳細については、各国立博物館のホームページで確認するか、本学学生生活課学生生活係へお問い合わせください。

● アルバイト（家庭教師を含む）

〔学生生活課〕

本学では学資の補助のためにアルバイトを必要とする場合や、職業体験を試みようとする学生のために、職業安定法に基づき職務内容を検討の上、アルバイト紹介を行っています。

1. アルバイト紹介

● 家庭教師

■「家庭教師求人票綴」（学生生活課就職係窓口に設置）を閲覧する。

家庭教師の求人票をファイルし、学生生活課就職係窓口に設置していますので、自由に閲覧してください。希望するものがある場合は、学生証を提示して、求人票の右上に記載されている求人番号を学生生活課就職係へ申し出てください。

■「就労学生紹介書」の交付を受ける。

「家庭教師学生受付票」と「就労学生紹介書」に必要事項を記入いただいた後、「就労学生紹介書」を交付し、求人元保護者の連絡先をお伝えします。

■面談を受ける。

速やかに求人元のご家庭に連絡を取り、面談日時等、詳細について確認をしてください。その後、求人元の保護者、指導を受ける生徒を交えた面談を受け、双方で応諾か否かを決定することになります。

面談の際は、「就労学生紹介書」、「学生証」及び「履歴書」（必要な場合のみ。）を忘れず持参してください。

面談の結果（採用・不採用）については、必ず学生生活課就職係まで報告してください。

■就労する。

家庭教師を開始してから1ヵ月後を目安に、「アルバイト就労報告書」〔就労学生紹介書〕の下半分）を就職係へ提出してください。

● その他のアルバイト（長期・短期）

■「奈良女子大学アルバイト情報検索システム（運営：株式会社学生情報センター）」に登録することでアルバイト求人情報をウェブサイト上で閲覧することができます。

URL : <https://koto.nara-wu.ac.jp/syusyoku/arbeit.htm>



初回訪問時、ID とパスワードを設定していただきます。

設定時に入力求められる「学校 E-Mail」とは、本学情報基盤センターから交付される奈良女メールのアドレスを指します。それ以外での E-Mail アドレス（個人の携帯アドレス等）では登録できませんのでご注意ください。

2. アルバイト（家庭教師を含む）をするにあたって

- (1) アルバイトに採用となった場合は、奈良女子大学の学生であることの自覚を持ち、誠意と責任をもって就労してください。
- (2) 家庭教師のアルバイト紹介は、1 回生については後期からとします。まずは大学生活に慣れ、授業への出席を優先し、必要な単位の修得に努めましょう。
- (3) 学生生活課で紹介しているアルバイトを、必要な手続きを行わずに行った学生には、次からアル

バイトを紹介しない場合があります。また、求人元と本学の信頼関係を損ねないよう、就職係で連絡先を聞いた場合は必ず求人元に連絡してください。

- (4) 求人票の記載内容（仕事内容・勤務先・賃金等）と実際の勤務状況が異なった場合や、やむを得ず急ぎょアルバイトを途中でやめることになった場合等、求人元にご迷惑をおかけするようなことがあった場合は、速やかに学生生活課就職係まで報告してください。

■家庭教師アルバイト料金（標準金額）

	週1回	週2回	週3回	金額は参考です。実際の金額は依頼元により異なります。求人票・面談時に確認してください。 ※1回の指導時間は2時間 ※交通費別途支給
小学1年～中学2年生	19,000円	29,000円	40,000円	
中学3年～高校2年生	22,000円	33,000円	45,000円	
高校3年～大学受験	25,000円	38,000円	50,000円	

大学から紹介を行っているものに限らず、アルバイトをする際に次のことに注意

1. 学業を行う上で無理のない範囲で行うこと。
2. 労働条件をしっかりと確認すること。
時給単価や労働時間だけではなく、労働内容など、不明確な点がある場合はそのままにせず必ず確認をしてください。
3. 学生として好ましくないアルバイトはしない。
大学では、危険を伴うもの、人体に有害なもの、法令に違反するもの、教育的に好ましくないもの、その他学生として好ましくないと判断されるアルバイトは紹介していません。
自分でアルバイトを探す場合も、特に次のような危険なアルバイトには注意をしてください。
 - 家庭教師派遣事業
「家庭教師を派遣します」といった業者に登録し、電話で勧誘したり、各家庭を訪問し、家庭教師契約や高額な教材の契約をしたり、相手先に派遣される仕事です。結果として悪徳商法の手先となってしまうこともありますので注意しましょう。
 - 委託販売
「商品を買って、自分で売れば売った分だけ儲かる」として数百万円もの物品を買わせ、大損するケースもあります。「大儲けの話」はまず疑ってみること。
 - 深夜労働
コンビニエンスストアの店員、工事現場作業など「ワリはいいが身体にキツイ」のが深夜労働の特徴です。生活リズムの変調の原因となります。
 - 人体に有害なもの
薬品等の臨床人体実験や農薬・劇薬等の有害な薬品の取り扱い、粉じんの中での作業などは、人体に有害であるため注意しましょう。
また、一定賃金の保証のない出来高払いのもの、バー・スナック・パチンコ店等、風俗営業などでの接客、マルチ・ネズミ講まがい等法令に違反するもの、訪問販売や勧誘を行うものなどの業種から勧誘・誘惑がたくさんありますので、このようなアルバイトへの就労は厳に慎んでください。
4. 責任を持って就労する。
たとえアルバイトであっても奈良女子大学の学生であることの自覚をもち、就労する者としてのマナーを守ってください。時間を守る、無断欠勤をしないというのは当然のことです。

● 学校サポート

本学では、奈良市、神戸市及び京都市との間で相互に連携協力し教育の資質の向上を図るための協定を締結しています。この一環として、市立の幼稚園・小学校・中学校に学生を派遣し学校教育活動への支援（スクール・サポート）を行っています。

派遣学生が行う支援の主な内容は次のようなものです（奈良市の場合）。

- ① 野外活動、体育的行事、学芸的行事等の学校行事に関する指導補助
- ② 安全管理・確保に関する指導補助
- ③ 理科の実験・音楽指導・体育実技指導等の教科及びティーム・ティーチング等に関する指導補助
- ④ クラブ活動・部活動に関する指導補助
- ⑤ 特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の指導補助
- ⑥ 情報教育に関する指導補助
- ⑦ その他学校、園が必要とする指導補助

支援内容や募集方法は、派遣先の市により取扱いが異なりますので、募集の時期になれば説明会や掲示等でお知らせします。

将来、教員を目指す人、学校ボランティアに関心のある人などは、学校教育の現場を経験し意識・素養を高めるよい機会ですので、是非参加してください。募集案内、応募手続きについては、学生生活課就職係へお問い合わせください。